

東部まちづくりプラットフォーム規約

〔 令和 4 年 6 月 3 日 〕
〔 4 小東第 1 7 8 号 〕

（プラットフォームの目的）

第 1 条 このプラットフォームは、人口減少、少子高齢化が急速に進行する小牧市東部地域（以下「東部地域」という。）において、令和 4 年 3 月に市が策定した東部振興構想（以下「構想」という。）に基づき、市民、事業者、各種団体など様々なまちづくりの主体となる人たち（以下「市民等」という。）をつなげる場を構築し、市民等によるまちづくり活動が促進されることで東部地域のまちづくりを推進することを目的とする。

（プラットフォームの名称）

第 2 条 プラットフォームは、東部まちづくりプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）という。

（会員）

第 3 条 プラットフォームは、登録制とし、市長へ申告することにより会員となることができる。

2 会員は、構想に基づくまちづくりに賛同するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、会員となることができない。

(1) 小牧市暴力団排除条例（平成 2 4 年小牧市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

であるもの

(2) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

であるもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(4) 暴力団員が構成員となっているもの

(5) その他市長が会員として適当でないとするもの

3 会員において、公序良俗に反する行為及び他の会員へ不利益になる行動等が見られる場合は市長の判断で退会させることができる。

（取組内容）

第 4 条 プラットフォームでは、第 1 条に定める目的の達成に向けて次に掲げる取り組みを推進する。

(1) 東部地域の活性化に関する情報の提供、提案及び相談

(2) オンラインなどを活用した会員同士が交流できる場の構築

(3) 公民連携・事業者連携促進やまちづくりの人材育成のためのセミナー及びワークショップの開催

(4) その他目的を達成するために必要な取組

(庶務)

第5条 プラットフォームの庶務は、東部まちづくり推進室において処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの設置及び運営に関して必要な事項について市長が別に定めることができる。

2 この規約は、第1条に定める目的を達成した場合、又はその役割を終えたと認められる場合若しくは他にプラットフォームの設置及び運営を譲渡する場合、その効力を失う。

附 則

この規約は、令和4年6月5日から施行する。